

貸倒損失の必要経費該当性

東京地裁平30年（行ウ）第37号（第1事件）、同第537号（第2号事件）、令2・3・18判決（LEX/DB25583757）

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

Brush up Point

本件は、個人馬主事業を営む者が、自らが代表取締役である牧場に対する貸付金を貸倒れとした場合に、所得税法51条2項の貸倒損失として処理できるかどうかが争点となつた事案である。東京地裁の判示のポイントは、次のとおりであり、納税者敗訴とした。

- (1) 所得税法51条2項の「その事業の遂行上生じた」とは、当該事業所得等の基因となる事業と何らかの関連を有する全ての場合をいうものではなく、当該事業の業種、業態からみて当該事業所得等を得るために必要なものと客観的に認められる場合をいう。
- (2) 個人馬主事業を営む者がその所有する競走馬等の預託先に多額の貸付けをすることは、その事業の遂行上必要なものとは一般的には解されず、本件貸付金は、原告が本件会社を維持するために、本件会社の経営者として行ってきたとみるのが相当である。
- (3) 納税者の主觀的事情によって必要経費の範囲が決定されることになれば、本来明確であるべき必要経費の範囲を不明確にし、いたずらにその範囲を広げるおそれがあり、租税負担の公平を害する。

I. 事実関係

[1] 本件は、個人馬主として競走馬保有の事業を営む原告が、(1)原告が代表取締役を務めていた株式会社F牧場（以下、「本件会社」という。）に対する貸付金3億5464万5657円を、同社の清算結了により貸倒損失が生じたとして、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入して平成26年分の確定申告（青色申告）をしたところ、所轄税務署長から、本件貸付金は所得税法51条2項所定の事業の遂行上生じたものに該当せず、その貸倒損失を必要経費に算入することはできないとして、同年分の所得税等につき更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受け、その後、(2)平成23年分及び平成24年分の所得税について、本件貸付金の一部の債権放棄により貸倒損失が生じていたとして、更正の請求をしたところ、所

轄税務署長から、いずれの更正の請求についても更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けたことから、本件各処分の取消しを求めた事案である。

[2] 本件会社は、原告の父によって昭和44年に設立された競走馬の生産、育成、売買及び出走等を目的とする株式会社であり、平成25年9月30日に解散し、平成26年9月30日に清算結了した。原告は、本件会社の平成21年9月期においては、その株式の80%、平成22年9月期以降はその株式の100%を保有していた。また、原告は、平成14年11月29日から平成16年12月1日の間、平成17年12月1日から平成19年11月30までの間及び平成23年11月16日から本件会社の解散に至るまでの間、本件会社の代表取締役を務めていた。

なお、原告は、平成25年9月頃まで、本件会社に対し、原告が所有する競走馬、繁

殖牝馬及び種牡馬（以下、「競走馬等」という。）を預託料を支払って預託していた。本件会社が解散時に受託していたのは、原告の所有馬だけであった。原告は、本件会社の解散後、原告所有の競走馬等を株式会社M牧場に預託している。

II. 主たる争点と当事者の主張

原告の主張	被告の主張
所得税法51条2項の「必要経費」は、個人の事業経営から生ずる所得に関する限り、法人税法上の「損金」に準じるものとして、その意義を幅広く解すべきである。この「必要経費」には事業の遂行上直接間接に必要かつ有益な諸経費が含まれ、その業務の範囲に通常属するものと認められる貸倒損失は、その事業所得の金額の計算上、必要経費に算入されると解すべきである。	所得税法51条2項に規定するその事業の遂行上生じた貸付金に該当するか否かは、その業種業態からみて、当該事業の遂行上通常必要と客観的に認められる貸付金であるか否かにより判断すべきものと解され、その具体的検討に当たっては、当該事業による収入との間に相当因果関係が認められる貸付金であるか否かを当該事業の業務内容等の個別具体的な諸事情に則して社会通念に従って判定すべきである。
本件会社の固定収入は、基本的には原告父又はその事業を引き継いだ原告の所有する競走馬等の預託料のみであったが、この預託料収入のみでは日々発生する費用の全てを賄うことができなかつたため、本件会社は設立当初より、原告父又は原告から運転資金を継続的に借入れてきた。本件会社は平成16年9月期以降、10年以上にわたって債務超過が継続していたから、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その貸金等の弁済を受けることができないと認められる場合（所得税基本通達51-11(4)）に該当する。	原告の所有する競走馬等の生産、育成などのブリーダー事業は、本件会社で行われているから、原告の事業はオーナーブリーダー事業には当たらない。また、原告の事業の性質上、馬の預託先が本件会社に限定される理由はなく、原告は、本件会社以外の牧場に預託して事業を継続することは十分に可能であり、現に、本件会社の解散後も、他の牧場に馬を預託するなどして個人馬主の事業を継続しているから、原告の個人馬主の事業と本件会社が行うブリーダー事業が不可分一体の関係にあったとはいえない。
原告父及び原告は、馬主兼生産者の事業（以下、「オーナーブリーダー事業」という。）を営んでいた。原告父が本件会社を設立してブリーダー事業を本件会社に移行した後も、本件会社の行うブリーダー事業と原告父又は原告の馬主事業とが不可分一体の関係にあることに変わりはなかった。また、原告は、ブリーダー事業を営む本件会社を保有することにより、馬の育成にかける手間と費用及び馬の瑕疵による損失を被るリスクを避けることができ、更には競馬会の様々な要職につくことができるなど、馬主事業を行う上での便益を受けることができたものであり、原告が個人馬主の事業を営む上で、本件会社は必要不可欠な存在であった。このように、原告は馬主の事業及び本件会社の事業を一体のものとして経営判断を行ってきたのであるから、原告から本件会社への貸付けは、原告の事業における業務の範囲に通常属するものとして行われたものである。	原告の個人馬主事業は、競走馬から得られる賞金、手当等の収入により成り立っていたものであるところ、本件貸付金は、本件会社の事業資金を融通するために貸し付けられたものであり、原告のような個人馬主の事業において、馬主とその所有馬の預託先である牧場との間又は馬主同士の間で、多額の金銭の貸借を繰り返し行うことが通常ないし一般的であると認められる事情は見当たらないから、本件貸付金は、個人馬主事業における収入の源泉と直接の関連性を有するものではない。
以上のことより、本件貸付金は、原告の事業の遂	原告は、銀行から借入れをして利息を払うよりも、手元の資金でやりくりした方がよいと判断して本件会社に貸し付けていたものであり、これらの判断は、個人馬主としての判断ではなく、本件会社の役員としての経営上の判断といえ、また、原告は、本件会社に対し、多額の債務免除をする一方で、新たな貸付けを続けるなど、客観的にみて、著しく経済合理性を欠く不合理な判断をして

行上生じた貸付金に当たり、その貸倒れにより生じた損失の金額は、所得税法51条2項により、原告の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入される。

いたものであり、本件会社に対する貸付けは、個人馬主の事業の遂行以外の観点から実行されたものである。加えて、原告は、本件貸付金を個人馬主事業に関係する貸付金として経理処理していなかった。

以上のとおり、本件貸付金は、所得税法51条2項所定の事業の遂行上生じた貸付金には該当しない。

III. 判決の要旨

東京地裁は、まず所得税法51条2項の趣旨につき、次のとおり判示した。「所得税法51条2項……にいう『その事業の遂行上生じた』とは、当該事業所得等の基因となる事業と何らかの関連を有する全ての場合をいうものではなく、当該事業の業種、業態からみて当該事業所得等を得るために必要なものと客観的に認められる場合をいうものと解するのが相当である。」

次に、原告の個人馬主の事業と本件会社のブリーダー事業との間には一定の相互依存関係があると認識しつつも、原告と本件会社はあくまで別人格であることを前提に、「個人馬主事業を営む者がその所有する競走馬等の預託先に多額の貸付けをすることは、その事業の遂行上必要なものとは一般的には解し得ず……本件貸付金は、専ら原告が本件会社の経営者の地位にあったことに基因するものと解するのが相当である。」とし、「本件貸付金は、原告が本件会社を維持するために、本件会社の経営者として行ってきたとみるのが相当であり、原告の個人馬主事業に係る事業所得を得るために客観的に必要であったということはできない。」と判示した。

以上、東京地裁は、「納税者の主観的事情によって必要経費の範囲が決定されることになれば、本来明確であるべき必要経費の範囲

を不明確にし、いたずらにその範囲を広げるおそれがあり、租税負担の公平を害する」とし、本件貸付金は、所得税法51条2項所定の事業の遂行上生じた貸付金には該当しないから、その貸倒れにより損失が生じたとしても、その損失の金額は、原告の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入されないとした。

IV. 解説

[1] 所得税法51条2項は、貸倒損失について、次のとおり規定している。

「2 居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業について、その事業の遂行上生じた売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる債権の貸倒れその他政令で定める事由により生じた損失の金額は、その者のその損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。」

すなわち、「事業の遂行上生じた」債権に対して発生した貸倒損失は、必要経費に算入できるものとしているが、その前提となる必要経費とは、「所得を生ずべき業務について生じた費用」(所得税法37条1項)であることはいうまでもない。所得税法においては、貸倒損失の計上は、当該事業所得の基因となる事業の範囲に属する事由に

よって生じたもの、言い換えれば、当該事業所得を得るために通常必要とされる貸付金の貸倒れに限られることについては、過去の判決例からも明らかである（たとえば、「白井事件」東京地裁昭45・5・25判決）。したがって、原告は法人税法上の「損金」と並列的に貸倒損失を考えることを主張するが、所得税法においては個人の特性を捉えた別の視点からの検討が必要となる。このことは、たとえば、過去の事件に、税理士の関与先への貸付金の貸倒損失が争われた「関本事件」(東京地裁昭46・10・21判決)があるが、税理士が一般的に関与先へ資金を貸し付けたり、自ら保証人となって融資の便を与えることはあるが、それが「通常当該業務の範囲に属するものと認められる限り」において貸倒損失の計上も是認できるとは考えられるが、個人の場合には、個人の特性として非経済的活動を行いうところであり、業務の関連性よりも、貸付先との個人的な関係に事実認定が集束された場合には、貸倒損失を認めないとする判決が下されている。同じく税理士が関係した案件では、関与先である法人への出資金及び貸付金の回収不能額につき貸倒損失を計上した事件がある（津地裁平18・4・27判決）。この事件においても、税理士が関与先への貸付けをその業務に関連して通常一般に行うものではないとして否認している。

[2] 個人事業者がその業務との関連性から貸付けを行う場合、それが通常性、一般性があることの証明はかなり難しい問題で、その個人事業主の主觀と関係する。本件も、個人馬主事業者がその所有する競走馬等を預託する牧場へ貸付けを行うというケース

であるが、判決でも必ずしも事業に無関係ではないと判断している。ただし、その牧場が自らが代表取締役を勤める会社である点が、本件では重要なポイントとなる。たとえば、「医師と有料老人ホーム事業事件」(岡山地裁平18・1・11判決)では、貸し主と借り主の特殊関係性が問題となり、「税の公平な負担を重要な目的とすべき税務行政の理想に鑑みれば、単に事業主の主觀的判断の有無のみでなく、当該事業所得を得るために通常かつ必要なものとして客觀的に認識できることが必要である」と判示し、貸倒損失は認めないとした。また、「パラオリゾート開発事件」(東京高裁平25・6・20判決)でも、同様に、「事業主が、事業に関連するもの、あるいは事業の遂行に資するものと主觀的に判断して、その貸付けがされたというだけでは足りず、客觀的にみて、それが当該事業と直接の関連を有し、かつ、業務の遂行上通常必要な貸付けであることを要し、この判断は、当該事業の業務内容等の個別具体的な諸事情に則して社会通念に従って行われるべきものである。」と判示した。

[3] 以上、見てきたとおり、所得税法における貸倒損失の計上は、きわめてハードルが高く、本件事件においても、過去の判決例の流れをくみ、「本件貸付金は、専ら原告が本件会社の経営者の地位にあったことに基因するものと解するのが相当である」という点に收斂されており、事業所得獲得のための貸付金ではないと客觀的に判断されるときに、これに対応して貸倒損失を必要経費として計上することはできないとしたのである。筆者は、本判決に賛成するものである。